

石川県公報

令和4年4月1日

第13495号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | |
|---|----|
| ○指定納付受託者の指定 (行政経営課) | 1 |
| ○令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) | 2 |
| ○令和4年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (同) | 4 |
| ○応急入院指定病院の指定 (障害保健福祉課) | 6 |
| ○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) | 7 |
| ○指定希少野生動植物種の指定 (自然環境課) | 7 |
| ○森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による命令 (森林管理課) | 7 |
| 公 告 | |
| ○石川県医療計画の変更の概要公告 (地域医療推進室) | 8 |
| ○令和4年度調理師試験公告 (健康推進課) | 9 |
| ○第13次鳥獣保護管理事業計画の策定公告 (自然環境課) | 10 |
| ○第二種特定鳥獣管理計画の策定公告 (同) | 10 |
| ○第48期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告 (労働企画課) | 10 |
| ○土地改良事業の施行認可公告 (農業基盤課) | 11 |
| ○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同) | 11 |
| ○基本測量実施公告 (監理課) | 12 |
| ○入札公告 (警察本部) | 12 |
| 教育委員会 | |
| ○近世史料編さん室の設置 | 16 |
| ○保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定の廃止 | 17 |
| 公安委員会 | |
| ○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 17 |
| ○地域交通安全活動推進委員の委嘱 | 17 |
| ○少年指導委員の委嘱 | 19 |
| 正 誤 | |
| ○令和4.3.18第13491号中 | 21 |

告 示

石川県告示第122号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、同項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)を次のとおり指定した。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定をした日
令和4年4月1日
- 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
 - 兼六園
入園料及び呈茶料(時雨亭)
 - 金沢城公園
入館料及び呈茶料(玉泉庵)
 - 石川県立美術館
使用料及び物品販売代金
 - 石川県立歴史博物館
入場料及び物品販売代金
 - 石川県立白山ろく民俗資料館
入場料

- (6) 石川四高記念文化交流館
入場料及び物品販売代金
- (7) 石川県青少年総合研修センター
使用料
- 4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の決済方法
P a y P a y 決済サービス
- 5 指定納付受託者の指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

石川県告示第123号

令和4年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 調達をする物品等の種類
調達をする物品等（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、次のとおりとする。
車両類、機械器具類、パーソナルコンピュータ等
- 2 申請の時期
申請は、随時受け付ける。
- 3 申請の方法
 - (1) 申請書の入手方法
競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）について、令和4年4月1日から(4)に掲げる交付場所及び石川県総務部管財課のホームページより、入手すること。
 - (2) 申請書の提出方法
競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。
なお、提出後は、(4)に掲げる提出場所まで、電話で提出した旨を伝えること。
ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（以下これらの書類を「財務諸表」という。）
イ 石川県納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）
ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したもの）
エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
オ 委任状（代理人を選任した場合に限る。）
カ 役員等名簿
キ その他知事が指示する書類
 - (3) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (4) 申請書の交付場所及び提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- 4 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過してい

ないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 直前決算において販売(製造)高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格の審査等

(1) 競争入札に参加する者の資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。)

エ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

オ 年間販売(製造)高

直前決算における販売高又は製造高

カ 社会的取組の状況

キ 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者」という。)については、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)による令和4年度の競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成9年告示に基づく審査において令和4年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者につい

ては、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年9月中に令和6年度及び令和7年度の資格審査の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所（所在地）
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職・氏名
- (4) 役員等の職・氏名
- (5) 委任事項等
- (6) 電話番号
- (7) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第124号

令和4年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等を次のとおり告示する。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第4号に規定するものをいう。）の種類は、建築物の管理業務であって、次のとおりとする。

清掃業等

2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札に参加する者の資格の審査を受けようとする者は、当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）について、(4)に掲げる交付場所及び石川県総務部管財課のホームページより、入手すること。

(2) 申請書の提出方法

競争入札参加者資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

ア 申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）に係る貸借対照表、損益計算書（以下これらの書類を「財務諸表」という。）

イ 石川県税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来した県税に関するもの）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（申請をする日の前日までに納期限の到来したものの）

エ 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類の写し

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 委任状(代理人を選任した場合に限る。)

キ 役員等名簿

ク その他知事が指示する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4) 申請書の交付及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ 電話番号 076-225-1261

4 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後競争入札の参加を制限された期間を経過していないもの(これを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後、競争入札の参加を制限された期間を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し必要とされる許可、認可等を得ていない者又は登録若しくは届出を怠っている者

(4) 直前決算において請負高のない者

(5) 申請をする日の前日までに納期限の到来した県税を滞納している者

(6) 次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 競争入札に参加する者の資格、審査等

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる項目について行う。

ア 営業年数

申請をする日の前日までの営業年数

イ 役員及び従業員数

申請をする日の前日における常勤の役員及び従業員数

ウ 自己資本の額

直前決算における自己資本の額（法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては純資本の額とする。）

エ 技術者数

申請日の前日における法令等に基づく技術者数

オ 流動比率

直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比

カ 申請に係る事業の直前決算における年間請負高の合計

キ 社会的取組の状況

ク 指名停止の状況

(2) この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）については、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）による令和4年度の競争入札に参加する者の資格を有する者の資格を有する者とみなす。

(3) 平成11年告示に基づく審査において令和4年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者とみなす。

6 資格審査結果の通知

競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者決定通知書により通知する。

7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

(1) 決定の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年9月中に令和6年度及び令和7年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 申請書の変更届

競争入札参加資格者は、経営の状態が申請の内容と著しく相違したとき、又は次のいずれかに変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所（所在地）

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の職・氏名

(4) 役員等の職・氏名

(5) 事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出に関する事項

(6) 資格、免許等の取得

(7) 委任事項等

(8) 電話番号

(9) ファックス番号

9 資格の取消し等

競争入札参加資格者が4(2)に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

石川県告示第125号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 期 間 |
|----------------|--------------|-----------------------|
| 医療法人社団青樹会 青和病院 | 金沢市大浦町ホ22番地1 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで |

石川県告示第126号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

| 興行の種類 | 興 行 名 | 製作会社・配給会社等名 |
|-------|---------------------------------|----------------------|
| 映 画 | 夫の留守にいきまくる若妻 | 新田組〈新東宝映画〉 |
| 〃 | オールド・ボーイ 〈原題〉 올드 보이 | K A D O K A W A (韓国) |
| 〃 | パリ13区 〈原題〉 PARIS, 13TH DISTRICT | ロングライド(フランス) |
| 〃 | ママと私 とろけモードで感じちゃう | 吉行組〈オーピー映画〉 |

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年4月1日

石川県告示第127号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第140条第1項に規定する指定希少野生動植物種を次のとおり指定する。

なお、当該指定は、令和4年5月1日からその効力を生ずるものとする。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

| 分 類 | 種 名(和 名) | 科 名 |
|-----|----------|--------|
| 植 物 | カザグルマ | キンポウゲ科 |

石川県告示第128号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり命令をする。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(2) 期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破砕又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町並びに羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存する森林の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

令和4年5月20日から同年7月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、令和3年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理するものが1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

石川県医療計画の変更の概要公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、石川県医療計画を変更したので、その概要を次のとおり公表する。

なお、変更後の石川県医療計画は、令和4年4月1日から同月28日まで石川県行政情報サービスセンター並びに県内の各保健福祉センター及び同地域センターにおいて縦覧に供する。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

石川県医療計画の中間評価・見直し

第1章 趣旨

1 計画策定の趣旨

心身ともに健康で生き生きと暮らすことは、県民すべての願いであるとともに、地域発展の基盤となるものである。平成27年度に策定された石川県長期構想の「個性、交流、安心のふるさとづくり」の実現のためにも、県民に必要な医療がしっかりと提供される地域社会を構築していくことが大切である。

本計画は、今後求められる、県民ニーズに即した医療提供体制の整備に関する基本的な指針として策定するもの

である。

2 中間評価・見直しの趣旨

- (1) 平成26年の医療法改正により、医療計画の期間が5年間から6年間に変更され、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画変更することとされている（医療法第30条の6）。
- (2) 現行計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とされており、中間年を迎えたことから、中間評価・見直しを行うものである。

第2章 中間評価・見直しの考え方

1 評価・見直しの考え方

- (1) 中間評価においては、5疾病、5事業及び在宅医療の数値目標について、第7次計画策定時の値と直近値を比較の上、評価を行う。
「達成」：目標を達成済
「改善」：基準値から改善
「維持・後退」：基準値から変化なし・後退
「評価不能」：統計上、最新値が確認できない
- (2) 現状把握に関する指標及び数値目標については、厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」において取りまとめられた意見をもとに追加・見直しを行う。

2 新興感染症等への対応

- (1) 現計画には5疾病5事業及び在宅医療に加え、感染症対策についても記載されているが、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症への対応においては、類似の感染症対応に関する知見がない中、感染症病床のほか、一般病床等でも多くの感染症患者を受け入れるなど、現計画では想定されていない事態が生じたことにより、一般の医療連携体制にも大きな影響を与えたところである。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応については、国においても議論が進められており、第8次医療計画（令和6年～令和11年）において「新興感染症等の感染拡大時における医療」として新たに記載することになった。
- (3) 今回の中間評価・見直しにおいては、これまでの本県における新型コロナウイルス感染症対応に関する取組を記載する。また今後、感染症対応が収束した後、適切な時期に成果や課題の検証を進めた上で、国の動向を踏まえ、第8次医療計画に向けて検討を行うこととする。

第3章 疾病・事業ごとの状況

- 1 がん
- 2 脳卒中
- 3 心血管疾患
- 4 糖尿病
- 5 精神疾患
- 6 周産期医療
- 7 小児医療
- 8 救急医療対策の充実
- 9 災害医療対策の充実
- 10 へき地医療対策の充実
- 11 在宅医療の推進（認知症含む）
- 12 新興感染症

令和4年度調理師試験公告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2の規定により、試験事務の全部を公益社団法人調理技術技能センターに委任し、令和4年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 試験の日時

本試験 令和4年10月29日(土)午後1時30分から午後3時30分まで
再試験 令和4年12月10日(土)午後1時30分から午後3時30分まで
※本試験が台風等により実施できなくなった場合に限り再試験を行う。

2 試験場

金沢市尾山町9-13
金沢商工会議所

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論

4 出願方法

次に定めるところにより、出願書類一式を郵送すること。

(1) 提出先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階
公益社団法人 調理技術技能センター
電話番号 03-3667-1815

(2) 受付期間

令和4年5月9日(月)から同年6月3日(金)まで

5 その他

出願書類の請求及び試験詳細に係る問い合わせ等については、公益社団法人調理技術技能センターに行うこと。

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定により、第13次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めた。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

(「次のとおり」は、省略し、石川県生活環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

第二種特定鳥獣管理計画の策定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画を次のとおり定めた。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

(「次のとおり」は、省略し、石川県生活環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。)

第48期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会の労働者委員に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働組合に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 推薦団体の資格

石川県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

令和4年4月1日(金)から同月13日(水)まで

4 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

なお、(3)の証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。

- (1) 推薦書(別記様式による) 1部
 - (2) 被推薦者の履歴書 1部
 - (3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第3項に規定する石川県労働委員会の証明書 1部
- 5 委員候補者として推薦する者の数
1組合につき1人までとする。
- 6 その他

詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1531)へすること。

(別記様式)

令和 年 月 日

石川 県 知 事 様

事務所所在地
団 体 名
代表者職氏名



石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

| 氏 名 | 生年月日 | 所属会社名及び地位 | 所属団体名及び地位 | 備 考 |
|-----|------|-----------|-----------|-----|
| | | | | |

土地改良事業の施行認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

| 事業を行う者の名称 | 地 区 名 | 事 業 名 | 認可年月日 |
|-----------|--------|-----------------|-----------|
| 珠洲市土地改良区 | 岡田第3地区 | 農村総合整備事業(条件改善型) | 令和4年3月25日 |

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和4年4月4日から同年5月6日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求

に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

| 地区名 | 事業名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|--------|---------------------|------------------|-----------------|
| 鳥越大日地区 | 県営ほ場整備事業 (面的集積型) | 県営土地改良事業変更計画書の写し | 白山市産業部 農業振興課 |

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|------------------|---------------------------|------|
| 基本測量 (航空重力測量) | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで | 県内全域 |

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年4月1日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- 契約件名
定期健康診断に係る単価契約
- 業務内容
入札説明書による。
- 契約期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- 予定数量
1,300人

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和4年4月7日(木)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年4月8日(金)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和4年4月11日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年4月11日(月)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、業務1回当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名

B型肝炎ワクチン接種等業務に係る単価契約

- (2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 予定数量

| | |
|----------------|------|
| ア B型肝炎抗原・抗体価検査 | 620回 |
| イ B型肝炎ワクチン接種 | 540回 |
| ウ B型肝炎HBs抗体価検査 | 180回 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和4年4月7日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年4月8日（金）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和4年4月11日（月）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和4年4月11日（月）午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

(1) 入札金額は、1(4)の各業務1回当たり単価に予定数量を乗じた金額を合計した総価により入札することとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
運転教育教本
- (2) 納入予定数量
135,000冊
- (3) 納入期間
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和4年4月22日(金)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和4年4月25日(月)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和4年4月26日(火)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年4月26日(火)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第6号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和4年4月1日次のとおり室を設置した。

令和4年4月1日

石 川 県 教 育 委 員 会

1 名称

近世史料編さん室

2 位置

金沢市石引4丁目

3 分掌事務

近世史料の編さんに関すること。

石川県教育委員会告示第7号

保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定(令和3年石川県教育委員会告示第10号)は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年4月1日

石川 県 教 育 委 員 会

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

石川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第四号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の表県道七塚字ノ気線の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 臨港道路大浜御供田線 | 金沢市湊三丁目一番地一から金沢市大野町四丁目し百四番地三まで |
| 臨港道路粟崎大浜線 | 金沢市大野町新町百七番地一から金沢市粟崎町四丁目百九十九番地一まで |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県公安委員会告示第35号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

石川 県 公 安 委 員 会

| 活動区域管轄警察署 | 氏 名 | 住 所 | 委嘱年月日 |
|-------------|---------|-----|----------|
| 金 沢 中 警 察 署 | 佐 渡 和 明 | 金沢市 | 令和4年4月1日 |
| | 沖 津 勝 一 | 金沢市 | |
| | 越 川 真由美 | 金沢市 | |
| | 金 谷 雅 俊 | 金沢市 | |
| | 北 川 雄 一 | 金沢市 | |
| | 松 田 隆 | 金沢市 | |
| | 源 正 弘 | 金沢市 | |
| | 山 崎 百合子 | 金沢市 | |
| | 岩 井 重 哲 | 金沢市 | |
| | 山 岸 育 代 | 金沢市 | |
| | 東 良 光 | 金沢市 | |
| | 藪 内 吉 巳 | 金沢市 | |
| 前 川 由 美 | 金沢市 | | |
| 金 沢 東 警 察 署 | 關 仁 | 白山市 | |
| | 松 田 晃 江 | 金沢市 | |
| | 太 田 治 郎 | 金沢市 | |
| | 廣 川 佳 正 | 白山市 | |
| | 坂 本 守 | 金沢市 | |

| | | |
|-------------|---|--|
| | 原 子 光 昭 藤 田 正 行 中 村 里 美 村 上 裕美子 | 白山市 金沢市 金沢市 金沢市 |
| 金 沢 西 警 察 署 | 喜 多 淳 児 田 井 良 治 磯 浩 吉 長 能 豊 実 南 部 喜 孝 西 山 勇 福 永 珠 紀 赤 丸 保 子 | 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 金沢市 |
| 大 聖 寺 警 察 署 | 長 澤 一 郎 岡 田 憲 明 上 野 幸 司 村 中 珠 恵 吉 田 五 龍 池 田 ゆかり 小 新 知 治 | 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 加賀市 |
| 小 松 警 察 署 | 北 村 嘉 章 森 金太郎 押 野 瑞 代 築 田 洋 人 武 田 新 平 兀 橋 雅 嗣 福 島 徹 高 山 章 作 田 泰 子 中 崎 くみ子 | 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 小松市 |
| 能 美 警 察 署 | 村 上 忠 志 中 野 博 昭 津 田 淳 一 北 登志幸 角 谷 健 司 | 能美市 能美市 能美市 能美郡川北町 能美市 |
| 白 山 警 察 署 | 亀 田 達 也 島 田 康 隆 河 奥 徳 光 今 井 信 介 二 木 喜 博 宮 森 八代江 大 長 行 雄 北 村 達 也 黛 孝 彦 中 川 敬 一 上 野 弘 子 | 小松市 白山市 白山市 白山市 白山市 白山市 金沢市 白山市 白山市 白山市 野々市市 |
| 津 幡 警 察 署 | 中 町 賢 治 幸 田 久 胡 | 河北郡津幡町 河北郡内灘町 |

| | | |
|-----------|--|---|
| | 一 宮 百合子 廣 瀬 勝 己 川 幡 明 嗣 杉 本 啓 二 | かほく市 かほく市 河北郡津幡町 かほく市 |
| 羽 咋 警 察 署 | 稲 岡 利 男 奥 下 建 一 寺 口 優美子 磯 見 篤 介 原 田 栄 橋 爪 由紀子 | 羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋郡志賀町 羽咋市 羽咋市 羽咋郡志賀町 |
| 七 尾 警 察 署 | 播 摩 正 義 井 田 松 円 田 尻 猛 室 屋 佳 美 領 家 優 久 木 稔 夫 瀧 中 亮 太 坪 野 侃 | 七尾市 七尾市 七尾市 七尾市 鹿島郡中能登町 七尾市 七尾市 七尾市 |
| 輪 島 警 察 署 | 里 谷 光 弘 谷 内 廣 高 田 雅 文 木 村 隆 明 森 脇 義 幸 岡 田 礼 子 澤 木 繁 政 治 静 子 山 田 謙太郎 米 田 美智江 | 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 輪島市 鳳珠郡穴水町 輪島市 輪島市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡穴水町 |
| 珠 洲 警 察 署 | 山 根 義 昭 谷 口 信 幸 安用寺 伯 文 直 川 修 次 橋 本 忠 雄 西 中 宏 美 池 崎 高 裕 高 山 哲 典 向 平 節 子 | 鳳珠郡能登町 珠洲市 珠洲市 珠洲市 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 鳳珠郡能登町 珠洲市 鳳珠郡能登町 |

石川県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、令和4年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和4年4月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

| 氏 名 | 連 絡 先 | 活 動 区 域 |
|----------------|---------------------------|--|
| 江 川 明 油 谷 肇 | 金沢市下本多町六番丁15番地1 金沢中警察署 | (金沢市)片町1～2丁目、木倉町、香林坊1～2丁目、広坂1丁目、柿木畠、尾山町、堅町、大工町、十三間町、野町 |

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 諸江 隆 井上 佳一 鈴木 勉 北山 隆 | 生活安全課 電話 (076) 222-0110 | 2～4丁目、増泉1～5丁目、白菊町、中村町、石引1～2丁目、小立野2～5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの里1丁目 |
| 長田 竜夫 坂本 明 吉藤 順恵 的場 定志 | 金沢市元町2丁目15番1号 金沢東警察署 生活安全課 電話 (076) 253-0110 | (金沢市) 本町2丁目、堀川町、堀川新町、昭和町、長田本町、駅西本町1丁目、諸江町、割出町、笠市町、橋場町、鳴和2丁目、神宮寺2丁目、神谷内町、疋田2丁目、福久町、福久2丁目、福久東1丁目、南森本町、沖町、上堤町 |
| 新保 公尉 前川 裕幸 | 金沢市金石本町イ1番地1 金沢西警察署 生活安全課 電話 (076) 266-0110 | (金沢市) 新神田2丁目、藤江南2～3丁目、松村1～2丁目、無量寺3～4丁目、金石本町、専光寺町、藤江北2～3丁目、北町、駅西本町5丁目、西念2丁目、示野中町、畝田西1丁目、神野1丁目、北間町、黒田1丁目、古府2～3丁目、桜田町、示野町南、新保本3丁目、高島3丁目、戸板西2丁目、松島町、大河端西1丁目、近岡町、古府町南 |
| 大丸谷 清治 東野 武子 下口 猛男 米山 世津子 | 加賀市大聖寺東町1丁目1番地 大聖寺警察署 生活安全課 電話 (0761) 72-0110 | (加賀市) 片山津温泉、山代温泉、山中温泉、中代町、箱宮町、上河崎町、作見町、弓波町、伊切町、分校町、南郷町 |
| 川南 英信 上村 英一 橋 恵子 廣田 信也 | 小松市上小松町乙163番地の1 小松警察署 生活安全課 電話 (0761) 22-0110 | (小松市) 土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、清水町、園町、本折町、大文字町、粟津町、長田町、平面町、相生町、光町、符津町、今江町、一針町、宝町、長崎町、城南町、栄町、寺町、井口町、湯上町、幸町、沖町、清六町 |
| 塚本 茂樹 立野 一正 西田 昌喜 | 白山市倉光九丁目11番地1 白山警察署 生活安全課 電話 (076) 216-0110 | (白山市) 西新町、村井町、田中町、平松町、八日市町、倉光十丁目、小柳町、井口町、鶴来水戸町、横江町、橋爪町、倉光一丁目、鶴来本町二丁目 (野々市市) 本町一丁目、矢作四丁目、菅原町、若松町、横宮町、御経塚二丁目、御経塚四丁目、新庄二丁目、白山町、本町二丁目、本町四丁目、堀内四丁目、矢作三丁目、押野四丁目 |
| 中嶋 正昭 中村 勇 | 河北郡津幡町字加賀爪又40番地の3 津幡警察署 生活安全課 電話 (076) 289-0110 | (かほく市) 内日角、横山 (河北郡津幡町) 字横浜、字中橋、字庄、北中条1丁目 |
| 山本 孝人 | 羽咋市旭町又20番地4 羽咋警察署 生活安全課 電話 (0767) 22-0110 | (羽咋市) 石野町、大川町 (羽咋郡志賀町) 堀松、高浜町、大島、徳田 (羽咋郡宝達志水町) 敷浪、柳瀬 |
| 井上 茂 西山 光男 | 七尾市小島町九部4番地5 七尾警察署 生活安全課 電話 (0767) 53-0110 | (七尾市) 和倉町、神明町、大手町、御祓町、本府中町、府中町、国分町、千野町、小島町、中島町中島、舟尾町、藤橋町 (鹿島郡中能登町) 井田 |

正 誤

令和4年3月18日発行の石川県公報第13491号中、正誤次のとおり

| ページ | 件名 | 誤 | | 正 | |
|-----|----------------|---------------------|---------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 5 | 石川県告示 第100号 | 令和4年3月18日から同年4月1日まで | | 令和4年4月1日から同月15日まで | |
| | | 指定する期日 令和4年3月18日 | 関係図面の縦覧場所 県央土木総合事務所 維持管理課 | 指定する期日 令和4年4月1日 | 関係図面の縦覧場所 中能登土木総合事務 所のと里山海道課 |

